

高等教育コンソーシアムみえ単位互換に関する実施要領

高等教育コンソーシアムみえ単位互換に関する協定書第10条の規定に基づき、単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

I 提供科目

1. 提供科目の基本的考え方

提供科目の選定及び科目数の決定については、受入高等教育機関の判断とする。

2. 開講時間帯

開講時間帯については、受入高等教育機関の定める時間帯とする。

3. 提供科目の提示

次年度に提供する科目については、所定の期日までに、電子メールにより高等教育コンソーシアムみえ事務局へ提出する。

II 履修等

1. 特別聴講学生の受入れ

(1) 出願資格

特別聴講学生として受け入れるのは、各高等教育機関の学生で次のいずれかの者とする。

- ① 大学の学生（専攻科生，大学院生は除く。）
- ② 短期大学の学生（専攻科生を含む。）
- ③ 高等専門学校4年次生，5年次生及び専攻科生

(2) 出願手続

出願手続は、所定の特別聴講学生願（各高等教育機関の規則に定める様式を含む。以下同じ。）で行う。学生は派遣高等教育機関の担当部署へ特別聴講学生願を提出し、派遣高等教育機関は集約の上、受入高等教育機関の定める期間内に手続を行うものとする。

なお、受入高等教育機関は、当該機関の定めにより特別聴講学生願以外の書類を求めることがある。

(3) 選考

特別聴講学生受入れの選考は、特別聴講学生願（関係書類含む。）に基づき受入高等教育機関が行う。

(4) 選考結果の通知

受入高等教育機関は、所定の様式に選考結果を記載の上、派遣高等教育機関へ送付し、派遣高等教育機関は学生に通知する。なお、入学年月日の取扱いは、受入高等教育機関の定めるところによるものとする。

2. 履修

(1) 履修の許可

履修の申請については、特別聴講学生願と併せて行うこととし、履修の可否については、選考結果と併せて通知する。

(2) ガイダンス

受入高等教育機関は、適当な時期に特別聴講学生に対し、高等教育機関案内、教科書の購入方法、図書館の利用方法等のガイダンスを実施することが望ましい。

(3) 仮受講

受入高等教育機関は、特別聴講学生願の受領から受講決定まで時間を要するため、第1回目からの仮受講ができるように配慮する。

(4) 休講措置

- ① 受入高等教育機関は、休講となる場合、派遣高等教育機関へ連絡し、派遣高等教育機関は当該学生へ周知する。又は、休講を確認できるサイト等により、学生へ周知する。
- ② 交通スト・台風等により通学困難な場合の授業の取扱いについては、受入高等教育機関の定めによる。

(5) 保険への加入

特別聴講学生のキャンパス内の事故等については、学生教育研究災害傷害保険等を適用させるため、派遣高等教育機関において当該保険又は同種の保険に加入する。

(6) 施設等の利用

受入高等教育機関は、可能な限り特別聴講学生に、施設等の利用について便宜を図る。

3. 単位認定

受入高等教育機関は、受講科目の成績を定められた方法により評価の上、合格した場合は単位を授与し、派遣高等教育機関へ成績を通知する。

派遣高等教育機関は、受入高等教育機関からの当該成績通知に基づき、自高等教育機関が定める成績評価基準等により単位認定を行う。ただし、教育職員免許状授与資格及び学校図書館司書教諭資格に係る受講科目については、受入高等教育機関が単位認定を行う。

4. 卒業判定に影響する成績通知

受講科目の単位取得が卒業判定に影響すると見込まれる場合の成績通知の日程については、受入高等教育機関及び派遣高等教育機関双方で協議する。

Ⅲ その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、各高等教育機関の規則に定めるところによる。

付 記

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 記

この実施要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。